

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月23日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 松本 行央

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 令和6年度（繰越）瀬戸内海国立公園加太集団施設地区法面等対策工事（電子調達対象案件）
- (2) 工事場所 和歌山県和歌山市深山
- (3) 工事内容 落石防護網設置工 1,860m<sup>2</sup>
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年2月24日（火）まで
- (5) 工事の実施形態
  - 1) 本工事は、入札時に企業の技術力及び技術者の能力等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。
  - 2) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。  
紙入札方式の承諾に関しては、下記4. (1)の担当部局に承諾願を提出すること。
  - 3) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。
  - 4) 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者または監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる工事である。
- (6) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (7) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）【発注者指定型】」の対象工事である。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに環境省における令和7・8年度一般競争参加資格者で「土木工事」に係るB又はC等級の認定を受けていること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 近畿地方環境事務所管内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法に基づく土木工事の許可を受けた本店、支店及び営業所のいずれかを有すること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成22年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記に掲げるいずれかの工事の施工実績を有することとし、建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る、環境省発注の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものは除く。
- ・国道、都道府県道及び環境省の管理する道路の法面工事
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- 1) 1級又は2級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。  
なお、主任技術者と同等以上の資格を有する者とは、「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有するもの。(建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号(平成14年12月16日)参照)  
ただし、下請契約の請負代金の合計額が五千万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。
  - 2) 平成22年度以降に、元請けとして完成した下記に掲げる工事の施工経験を有すること(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。  
ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
    - ・国道、都道府県道及び環境省の管理する道路の法面工事
- 3) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任(監理)技術者は前記2)の施工経験を有するか、又は前記2)の施工経験に代えて下記の施工経験を有すること。(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
- 令和2年度以降に、環境省発注の土木工事で主任(監理)技術者としての施工経験があること。  
また、当該施工経験の環境省発注の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- 4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - 5) 直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付以前に3ヶ月以上あること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(令和2年12月25付け環境省告示第2012255号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(入札説明書参照。)
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 総合評価に係る技術提案が適正であること。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

### 3. 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

1) 企業の技術力等

A. 企業の施工能力

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| (a) 同種工事の施工実績                | (b) 工事成績         |
| (c) 表彰等                      | (d) 地域精通度(地理的条件) |
| (e) 地域貢献度(災害時等における活動実績)      |                  |
| (f) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況 |                  |

B. 配置予定技術者の施工能力

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (a) 同種工事の施工経験と立場 | (b) 工事成績                 |
| (c) 表彰等          | (d) 継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況 |

C. 貸上げの実施

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 加算点

上記(1)に示す各項目を評価し、加算点を与える。

3) 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)及び2)により得られる標準点、加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(3) 落札者の決定方法

1) 入札参加者は、次の①から②のすべての要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができます。

① 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

② 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

2) 1)において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 4. 入札手続等

##### (1) 担当部局

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階

環境省近畿地方環境事務所 総務課会計係

電話番号 06-6881-6500 Mail: REO-KINKI@env.go.jp

##### (2) 入札説明書等の交付期間

- 1) 入札参加希望者は、環境省近畿地方環境事務所のホームページの「調達情報」より必要な件名を選択し、掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

環境省近畿地方環境事務所URL : <https://kinki.env.go.jp>

なお、入札の見積に必要な別冊図面及び仕様書等も同様に入手すること。

入札説明書等の交付期間：令和7年6月23日（月）から令和7年8月5日（火）まで

- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-ROM等）を上記(1)の担当部局に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。

① 持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。受付期間は令和7年6月23日（月）～令和7年7月7日（月）までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）は除く。

受付時間は10時00分～17時00分（12時から13時を除く）までとする。

② 郵送による場合は、必ず事前に上記(1)まで電話連絡の上、上記(1)に記録媒体、切手を添付した角2（A4判用）返信用封筒（宛先を記載すること。）を送付すること。

なお、交付期間内に到着しなかった場合は、入札説明書の交付は行わない。

##### (3) 申請書及び資料の作成及び提出方法

申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子調達システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10MBを超える場合、及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として発注者の承諾を得て電子メールにて提出する場合、ファイル容量は7MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が7MB以上となる場合は分割して送信し、環境省近畿地方環境事務所総務課会計係に提出した旨を連絡し、受信連絡メールを必ず確認すること。

また、郵送する場合は、次の受付期間内に必着で、受付場所に1部郵送（書留郵便等）するものとする。

- 1) 電子調達システムによる提出期間：令和7年6月23日（月）から令和7年7月7日（月）までの10時00分から17時00分とする。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

- 2) 郵送による提出期間：令和7年6月23日（月）から令和7年7月7日（月）までの10時00分から17時00分とする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

受付場所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号

桜ノ宮合同庁舎4階

環境省近畿地方環境事務所 総務課会計係

電話番号 06-6881-6500

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。入札書提出期限は次のとおりとする。

- 1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和7年8月5日（火）14時29分。
- 2) 紙により持参の場合の締め切りは、令和7年8月5日（火）14時29分。  
提出先は、環境省近畿地方環境事務所総務課会計係
- 3) 開札は、令和7年8月5日（火）14時30分 環境省近畿地方環境事務所入札室にて行う。

5. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除。
  - 2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁環境省近畿地方環境事務所）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁環境省近畿地方環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。  
なお、契約保証金の額、保証金額又は保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、予決令86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (3) 入札の無効
  - 1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
  - 2) 無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
  - 3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において2.に掲げる資格のないものは競争参加資格のないものに該当することとする。
  - 4) 工事費内訳書が未提出で有り、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は入札を無効とする。
- (4) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられる工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締

結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(10) 詳細は入札説明書による。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者が競争に参加するためには、入札書の提出期限の前日において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 入札参加に必要な提出物について、参加者の責任において不足・不備がないことを必ず確認し、提出期限を厳守すること。

以上

# 入札説明書

近畿地方環境事務所の令和6年度（繰越）瀬戸内海国立公園加太集団施設地区法面等対策工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

1. 公告日 令和7年6月23日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 松本 行央

3. 工事概要

(1) 工事名 令和6年度（繰越）瀬戸内海国立公園加太集団施設地区法面等対策工事（電子調達対象案件）

(2) 工事場所 和歌山県和歌山市深山

(3) 工事内容 落石防護網設置工 1,860m<sup>2</sup>

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年2月24日（火）まで

(5) 工事の実施形態

1) 本工事は、入札時に企業の技術力及び技術者の能力等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型II型）の工事である。

2) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。なお、紙入札方式の承諾に関しては、下記6. の担当部局に承諾願を提出するものとする。

① 当初より、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

② 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

③ 以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、すべて上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

3) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。

4) 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者または監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる工事である。

(6) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(7) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）【発注者指定型】」の対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が4週8休（28.5%（8日／28日））以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

- ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間内において、全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。通期の週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。
- イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。
- オ 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

#### ※工事費の補正

本工事は、「週休2日制工事（現場閉所型）【発注者指定型】」の対象工事であるため、工事費にそれぞれ次の補正係数を乗じて積算している。ただし、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については補正の対象としていない。

月ごとの現場閉所日数の割合が4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合）

- 【労務費】 1.04
- 【機械経費（賃料）】 1.02
- 【共通仮設費率】 1.03
- 【現場管理費率】 1.05

#### 4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに環境省における令和7・8年度一般競争参加資格者で土木工事に係るB又はC等級の認定を受けていること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 近畿地方環境事務所管内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法に基づく土木工事の許可を受けた本店、支店及び営業所のいずれかを有すること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続

開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成22年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記に掲げるいずれかの工事の施工実績を有することとし、建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る、環境省発注の工事に係るものにあっては、評価点合計が65点未満のものは除く。

- ・国道、都道府県道及び環境省の管理する道路の法面工事

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

1) 1級又は2級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、同等以上の資格を有する者とは、「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有するもの。（建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号（平成14年12月16日）参照）

ただし、下請契約の請負代金の合計額が五千万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。

2) 平成22年度以降に、元請けとして完成した下記に掲げるいずれかの工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- ・国道、都道府県道及び環境省の管理する道路の法面工事

3) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は前記2)の施工経験を有するか、又は前記2)の施工経験に代えて下記（a）の施工経験を有すること。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

（a）令和2年度以降に、土木工事の主任（監理）技術者としての施工経験があること。また、当該施工経験の、環境省発注の工事に係るものにあっては、工事の評定点合計が65点未満のものを除く。

4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

5) 配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、恒常的な雇用とは入札の申込み（競争参加資格確認申請）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和2年12月25付け環境省告示第2012255号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(8) 上記3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

上記3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

- ・大日本ダイヤコンサルタント株式会社

当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の1) 又は2) に該当する者である。

- 1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
  - 2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

    - ① 親会社と子会社の関係にある場合
    - ② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
  - 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

    - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1) 又は2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 5. 総合評価に関する事項

### (1) 評価項目

- 1) 企業の技術力等
  - A. 企業の施工能力
    - (a) 同種工事の施工実績
    - (b) 工事成績
    - (c) 表彰等
    - (d) 地域精通度（地理的条件）
    - (e) 地域貢献度（災害時等における活動実績）
    - (f) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況
  - B. 配置予定技術者の施工能力
    - (a) 同種工事の施工経験と立場
    - (b) 工事成績
    - (c) 表彰等
    - (d) 継続教育（CPD 及び CPDS）の取組状況
  - C. 貸上げの実施

### (2) 総合評価の方法

1) 標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 加算点

- ① 上記（1）の評価項目について、下記3) の表で定めるところにより加算点を与える。
- ② 配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者の他に専任補助者（現場代理人との兼務は認める）を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者の評価に替えて専任補助者の施工能力で評価する。なお、専任補助者は4. (6) 1) 、及び2) 並びに4) 及び5) を有する者であること。

3) 施工能力評価型の評価項目及び配点

(イ) 企業の技術力評価（加算点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
企業の施工能力	同種工事の施工実績	平成22年度以降に元請として完成した同種工事の施工実績	より同種性が高い施工実績 : 4点 同種性が認められる施工実績 : 2点  ※「同種性」とは、道路の法面工事 「より同種性が高い」とは、落石防護網設置工事
	工事成績	令和5年度～6年度の土木工事の工事成績評定点の平均点(少数第1位四捨五入)  【同じ工種区分の過去2年間の平均成績で65点以上であり65点未満の工事が無いこと】 J V時の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合に限り工事成績を評価の対象とする。	80点以上 : 7点 75点以上80点未満 : 4点 70点以上75点未満 : 2点 65点以上70点未満又は成績なし : 0点  【成績評定点の平均点は少数点第1位を四捨五入し整数止めとする】
	表彰等	令和5年度～6年度(表彰年度)の表彰の有無  【同じ工種区分の過去2年間の工事の表彰を対象】 J Vの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。  J Vで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。 ただし、表彰を受けた翌日から申請書の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	表彰有り : 2点 表彰無し : 0点  【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝状は含まない】

	地域精通度 (地理的条件)	近畿地方環境事務所管内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）における、建設業許可に係る本店・支店・営業所の所在の有無（本店・支店等は適宜選択）	本店・支店・営業所が和歌山県に有り ： 1 点
	地域貢献度（災害時等における活動実績）	<p>令和 5 年度～ 6 年度の災害時等の活動の有無</p> <p>【過去 2 年間の活動実績】</p> <p>【評価対象の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時対応協定（他省庁等も含む）に基づく活動実績</li> <li>・大規模災害時の応急対策実績</li> </ul> <p>【実績がある場合は事実を証明出来る資料を添付】</p>	<p>近畿地方環境事務所管内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）において、活動実績有り ： 1 点</p> <p>近畿地方環境事務所管内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）において、活動実績無し ： 0 点</p> <p>※上記に関し、複数の活動実績の申請があっても 1 つのみ評価する。</p>
	<p>ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況</p> <p>※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする</p> <p>※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p>区分 1</p> <p>女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・アーチャーえるぼし認定企業）</p> <p>※ 1 女性活躍推進法（令和 2 年 6 月 1 日施行）第 12 条に基づく認定</p> <p>※ 2 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定</p> <p>労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要</p> <p>※ 3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）</p> <p>区分 2</p> <p>次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <p>※ 4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）により認定）</p> <p>※ 5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 5 項の経過措置により認定）</p> <p>区分 3</p> <p>若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）</p>	<p>アーチャーえるぼし ※ 1 : 5 点</p> <p>3 段階目 ※ 2 : 4 点</p> <p>2 段階目 ※ 2 : 3 点</p> <p>1 段階目 ※ 2 : 2 点</p> <p>行動計画 ※ 3 : 1 点</p> <p>認定無し : 0 点</p> <p>プラチナくるみん : 3 点</p> <p>くるみん（新基準） ※ 4 : 2 点</p> <p>くるみん（旧基準） ※ 5 : 1 点</p> <p>トライくるみん : 1 点</p> <p>認定無し : 0 点</p> <p>認定あり : 3 点</p> <p>認定無し : 0 点</p>

配置予定技術者の施工能力 (複数の候補技術者の実績が提出された場合は能力評価の最低の者を評価する。ただし、専任補助者を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。)	同種工事の施工経験と立場	平成22年度以降に元請として完成した施工経験  工事経験と立場の提出は1件とする。	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事 : 6点  より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事 : 3点  同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事 : 0点  ※「同種性」とは、道路の法面工事 「より同種性が高い」とは、落石防護網設置工事
		上記、施工経験の工事における立場	主任(監理)技術者又は現場代理人 : 2点 担当技術者 : 0点 ※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事するべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。
	工事成績	環境省における令和3年度～令和6年度の工事種別で土木工事の工事成績評定点 【同じ工種区分の4年間の平均成績で65点以上であり65点未満の工事が無いこと】 評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」(以下: CORINSという。)に従事技術者として登録された工事を対象とする。 JV時の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合に限り工事成績を評価の対象とする。	80点以上 : 8点 75点以上80点未満 : 4点 70点以上75点未満 : 2点 65点以上70点未満又は成績なし : 0点  ※申請された工事の工事成績により評価する。なお、複数の工事がある場合は工事毎に申請する。ただし、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には評価の対象とせず0点とする。
	表彰等	令和3年度～令和6年度(表彰年度)の技術者(工事)表彰の有無 【同じ工種区分の過去4年間の工事の表彰を対象】 又は令和3年度～令和6年度(表彰年度)の優良工事表彰の監理技術者又は主任技術者の有無	表彰有り : 3点 表彰無し : 0点  【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝状は含まない】
継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況		「建設系CPD協議会」に参加している団体におけるCPD記録により評価する。 各協会等が発行する学習履歴証明書の写しを添付すること。	令和6年度に推奨単位の取得有り : 1点 令和6年度に推奨単位の取得なし : 0点

賃上げの実施を表明した企業等	賃上げの実施を表明した企業等 令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 ：3点
企業の技術力及び配置予定定管理技術者の能力の評価（加算点）	43点満点

#### 4) ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定通知書等の確認

評価の対象とする認定等を証する下記書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）の写しを提出する。

なお、複数の認定通知書等を企業が取得の場合は、5. (2) 3) イ) 企業の技術力評価（加算点）において下記の①～④で最も配点の高い認定通知書等の写しを提出する。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

※労働時間の基準を満たすものに限る。

② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

④ 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定期（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

#### 5) 継続教育（CPD・CPDS）の取得状況

継続教育（CPD・CPDS）の取得状況については、審査基準日から過去1年以内に発行され、継続教育（CPD・CPDS）の推奨単位以上を取得したことを示す証明書（以下「証明書」という。）の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

証明書は、審査基準日から過去1年間以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（CPD・CPDS）の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

評価にあたっては、証明期間を年単位で評価する。なお、証明期間とは証明書に記載されている「対象期間」、「証明期間」等であり、受講した日付より算出するものではない。

#### 6) 賃上げの実施を表明した企業等

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業

が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（写し）※3を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるための表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」※3の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（「表明書」別紙1の1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。

ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」※3の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※1及び2）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。

※1 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法廷調書合計表」の「支払金額」とする。

※2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等※3が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

※3 「法人税申告書別表1」等や上記※2に係る書類については、環境省ホームページの「総合評価落札方式における賃上げ表明様式等」の参考1～3及び「賃上げ実績の確認の運用等について」を参照すること。  
([https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category\\_01.html](https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html))

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

#### 7) 評価値

価格及び上記3) の表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1) 、2) 及び3) により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

【参考】 評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

#### (3) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。上記（2）によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 1)において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

### 6. 担当部局

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階  
環境省近畿地方環境事務所 総務課会計係  
電話番号 06-6881-6500 Mail: REO-KINKI@env.go.jp

### 7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び (3) から (11) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4. (2) に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- 1) 提出期間： 電子調達システム及び郵送の提出は、令和7年6月23日（月）から令和7年7月7日（月）の10時00分から17時00分まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 2) 提出場所： 6. に同じ。
- 3) 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、郵送（書留郵便等）にて受付期間内必着で1部提出すること。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途近畿地方事務所から通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（近畿地方事務所が調達する案件については1点大きな配点）の減点を行う。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1) の同種の工事の施工実績及び下記2) の配置予定の技術者の同種の工事の経験と立場については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。ただし、専任補助者を配置することで主任（監理）技術者の同種工事の経験に代えて4. (6) 3) (a) の施工経験で競争参加資格申請を行う場合の施工経験は令和2年度以降、かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。なお、「同種の工事の施工実績等」（別記様式2-1）に記載する工事、「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3-1-1）及び「専任補助者の資格・工事経験」（別記様式3-1-2）の「工事の経験の概要」に記載する工事が環境省発注の工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

- 1) 施工実績

4. (5) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2-1に記載すること。なお、5. (2) 3) (イ) 企業の技術力評価の同種工事の施工実績が判断できる内容を工事概要に記載すること。同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

2) 配置予定の技術者

4. (6) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3-1-1に記載すること。

なお、専任補助者（現場代理人との兼務は認める）を配置することで主任（監理）技術者の評価に代えて専任補助者の同種工事の施工経験と立場の評価を受ける場合で、主任（監理）技術者の同種工事の経験に代えて4. (6) 3) の施工経験で競争参加資格申請を行う場合は、

別記様式3－1－1の工事の経験概要欄に当該施工経験を記載すること。

専任補助者を配置する場合は、別紙様式3－1－2も記載すること。いずれの場合も記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、主任（監理）技術者は複数の候補技術者を申請できるが、専任補助者については1名の申請とする。

同一の技術者（専任補助者を含む）を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

5.(2)3)(イ)の配置予定技術者の施工能力の工事成績の評価において、主任（監理）技術者の評価を受ける場合には、「主任（監理）技術者における工事種別で土木工事の工事成績」（別記様式3－2－1）を提出すること。

また、専任補助者を配置することで主任（監理）技術者の評価に替えて専任補助者の工事成績の評価を受ける場合には、「専任補助者における工事種別で土木工事の工事成績」（別記様式3－2－2）を提出すること。

なお、いずれの場合もCORINSに従事技術者として登録された工事を対象（JV時及び単体時の工事成績も含む）として該当する工事一件について記載する。

工事の成績が無い場合は提出の必要はない。また、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には5.(2)3)企業の技術力等評価の対象としない。

複数の主任（監理）技術者候補の実績が提出された場合は、配置予定技術者の能力評価（同種工事の施工経験と立場、工事成績、表彰、継続教育）の最低のものを評価する。

ただし、専任補助者を配置する場合は、専任補助者の能力で評価する。5.(2)3)企業の技術力等評価の評価について複数の専任補助者の実績が提出された場合は、専任補助者としての配置は認めない。

なお、正当な理由がなく工事着手時に専任補助者を配置されない場合は、工事成績評定点から5点を限度に減点することがある。

### 3) 契約書の写し

1) の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

### 4) 社会保険等への加入状況確認

4.(11)について確認するため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書の写しを提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年7月17日（木）までに電子調達システムにて通知する。（ただし、書面により申請した場合は、電子メールにて通知する。）

### (5) その他

- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無

断で使用しない。

- 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先 6. に同じ。
- 6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。
  - ① 配布（ダウンロード）された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下によること。
    - ・ Microsoft Office Word (Word2010形式以下のもの)
    - ・ Microsoft Office Excel (Excel2010形式以下のもの)
    - ・ PDFファイル
  - ② 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、1zh形式のみを認める。  
なお、提出するファイル容量は7MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が7MB以上となる場合は分割して送信し、環境省に提出した旨を連絡し、受信連絡メールを必ず確認すること。（電子調達システムのデータ上限は10MB。）

## 8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
  - 1) 提出期限：令和7年7月25日（金）17時00分。
  - 2) 提出場所：6. に同じ。
  - 3) 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て書面は持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年8月1日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 9. 入札説明書等に対する質問（見積りに関する質問も含む）

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。ただし、担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先及び電子メール先を記載すること。
  - 1) 提出期間：令和7年6月23日（月）から令和7年7月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の10時00分から17時00分まで。  
持参する場合は、上記期間の10時00分から17時00分まで。
  - 2) 提出場所：6. に同じ。
  - 3) 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て書面を持参し、電子メール又は郵送することもできる（書留郵便に限る。）。電子メールの場合は受信連絡メールを必ず確認し、郵送で提出した場合には、環境省近畿地方事務所総務課会計係に提出した旨を連絡すること。

電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

- (2) (1) の質問に対する回答は、令和7年7月30日（水）までに近畿地方環境事務所ホームページの「調達情報」>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。また、次のとおり閲覧にも供する。
- 1) 期 間： 令和7年7月30日（水）から令和7年8月5日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日、10時00分から17時00分まで。
- 2) 場 所： 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階  
環境省近畿地方環境事務所 総務課会計係

#### 10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。
- 1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和7年8月5日（火）14時29分。
- 2) 紙による持参の場合は、開札日時に開札場所まで入札書を持参すること。開札日時は電子調達システムによる入札の締め切りと同じ。
- 開札は、令和7年8月5日（火）14時30分
- (2) 場 所： 6. に同じ。
- (3) その他： 紙入札による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。電子調達の場合は、当該通知書の持参は不要。

#### 11. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁環境省近畿地方環境事務所）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁環境省近畿地方環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。  
保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査（いわゆる「低入札価格調査」）を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3以上とする。

#### 13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を

求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

- (2) 工事費内訳書は発注者名、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載するとともに、担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先及び電子メール先を記載すること。なお、電子調達システムによる場合は、Excel形式で作成を行うこと。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

参考数量内訳書に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先及び電子メール先を記載し、入札日を記入すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における参考数量内訳書と同一でなくても良い。

記載内容に不備がある場合は、入札を原則無効とする。

- (3) 工事費内訳書は入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書提出時までに、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出する。
- (4) 入札参加者は担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先及び電子メール先を記載し、入札日を記入した（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- (5) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先、電子メール先、入札日を記載されていない場合
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

## 5. その他未提出又は不備がある場合

### 14. 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。紙による入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

### 15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

### 16. 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、5. (3) に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

### 17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者（専任補助者を含む。）の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4. (6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置にあたっては、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日 国不建第147号 国土交通省）」によらなければならない。

また、専任補助者を配置する場合にあたっては、当該企業との雇用関係及び工事現場の専任について主任技術者又は監理技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日 国不建第147号 国土交通省）」によるものとする。

### 18. 契約書作成

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

## 19. 支払い条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払 有
- (3) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

## 20. 火災保険付保の要否 否

## 21. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

## 22. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子調達システムにより、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は紙により提出することができる。
- (2) (1) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子調達システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、電子メールにより回答する。

## 23. 再苦情申立て

8. (2) の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は22. (2) の非落札理由の説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、環境省入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監査指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館24階  
電話 03-3581-3351（代表）

- (2) 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。  
(持参の場合は12時から13時までの間を除く。)

- (3) 再苦情申立書の様式の入手先は、6. に同じ。

## 24. 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

## 25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊近畿地方環境事務所入札心得及び別冊契約書案を熟読し、近畿地方環境事務所入札心得を遵守すること。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (3) 2) の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子調達システムは土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から18時30分まで稼働している。
- (7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683 (ナビダイヤル)  
政府電子調達システムホームページアドレス <http://www.geps.go.jp/>
- (8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子調達システムから自動発行）
  - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・辞退届受信確認（電子調達システムから自動発行）
  - ・辞退届受付票
  - ・日時変更通知書
  - ・入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
  - ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・再入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
  - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・決定通知書
  - ・保留通知書
  - ・取止め通知書
- (9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子調達、紙による持参、郵送が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分を目途に発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (10) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (11) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられる工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、4. (6) 1)、4) 及び5) に定める要件と同一要件を（工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。
- なお、当該技術者及び監理技術者等と、現場代理人の兼務は認めない。また、専任補助者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。
- また、当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と

同様の職務を行うものとする。また、当該当技術者は、その氏名その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

(12) 提出された申請書及び資料が下記のいずれかに該当する場合は、原則その申請書及び資料を無効とする。

- ・申請書、資料の全部又は一部が提出されていない場合
- ・申請書、資料と無関係な書類である場合
- ・他の工事の申請書、資料である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・日付に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

(13) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合があるので、時間に余裕を持って行うこと。

(14) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。

(15) その他不明な点についての照会先

上記 6. に同じ

以上

(別添 1)

## 入札心得

### (目的)

第1条 近畿地方環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるものほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、予決令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、支出負担行為担当官(環境省所管契約事務取扱細則(平成13年環境省訓令第26号)第2条及び環境省所管会計事務取扱規則(平成13年環境省訓令第22号)第4条に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ)にその旨を申し出なければならない。

### (入札保証金等)

第3条 削除

### (入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書を提出する場合は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記すること。

3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に記載した時刻までに送信するものとする。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て又は支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札書の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札箱に投入しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式3)を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

### (入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- ① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式2）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
  - ③ 電子調達システムにあっては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### （公正な入札の確保）

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### （入札の取りやめ等）

- 第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめことがある。

#### （無効の入札）

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
  - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
  - ④ 記名押印を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子証明書を取得していない者のした入札）
  - ⑤ 金額を訂正した入札
  - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
  - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
  - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

#### （入札書等の取り扱い）

- 第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事實を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

#### (落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 予決令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

#### (再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

#### (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子調達システムによる入札の場合は、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

#### (契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

#### (契約保証金等)

第11条 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から③のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書  
(ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、

信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「（契約担当官等（官職）（氏名）を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
  - (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
  - (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
  - (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
  - (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されることとすること。
  - (ク) 請負代金額の変更又は工期の変更等により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
  - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- ② 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
  - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（契約担当官等（官職）（氏名）を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
  - (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。
  - (オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
  - (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
  - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ③ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
  - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「（契約担当官等（官職）（氏名）を記載すること。）

と記載するように申し込むこと。

- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとすること。
- (キ) 請負代金額を変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(異議の申立)

第 12 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第 13 条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 % に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

##### （1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### （2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに発注元の契約担当官等へ報告を行います。